平成２２年（フ）第１１０号
広島県福山市本庄町中３丁目17番７号、旧住所広島県福山市奈良津町１丁目３番13号
債務者　重信　義孝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９４号
青森県弘前市大字小友字宇田野458番地５
債務者　工藤　　元
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２５号
青森県黒石市境松２丁目166番地
債務者　大平　隆夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９８号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目５番地
債務者　八幡　尚幸
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１１号
神奈川県横須賀市汐入町４丁目39番地１　サンライズハラ302
債務者　根岸　宏俊
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２１号
神奈川県横須賀市上町４丁目82番地
債務者　柳澤二三雄
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２５号
神奈川県横須賀市久村201番地　山田アパート102
債務者　高橋　昭一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２９号
神奈川県逗子市池子２丁目20番７―713号
債務者　矢部　滿春
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１３０号
神奈川県逗子市池子２丁目20番７―713号
債務者　矢部ひで子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１３９号
神奈川県横須賀市長沢２丁目21番31号山田荘
債務者　森谷　清司
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４１号
神奈川県横須賀市小川町24番地５　ライオンズマンション三笠公園301
債務者　中山　英信
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０６０号
愛知県あま市七宝町下之森河原108番地　サエラ14＿1003号
債務者　伊藤　隆博
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1598番地２
債務者　伊津野朋幸
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３２９号
愛知県豊田市今町１丁目75番地２　ナイスアーバン水源公園参番館303号
債務者　佐々木　舞（旧姓田中・中野）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
和歌山市木ノ本107番地
債務者　丸井　正彦
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２８号
和歌山県橋本市原田22番地の６サンライズ橋本701号
債務者　藤森　　学
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２４７号
和歌山市湊584番地の13
債務者　増田　武治
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係